○産業環境委員長報告

産業環境委員会委員長　　藤　田　茂　男

産業環境委員長報告を申し上げます。

今期定例会で、当委員会に付託になりました案件は、「議案第３４号　鳴門市墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について」ほか議案５件、請願１件であります。

当委員会は去る３月９日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案６件は、原案どおり可決すべきと決しました。

また、請願につきましては、お手元へ配付の請願審査結果報告書のとおりであります。

以下、審査の概要についてご報告申し上げます。

まず、「議案第３４号　鳴門市墓地等の経営の許可等に関する条例の制定ついて」でありますが、本案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる「第２次一括法」により「墓地、埋葬等に関する法律」が改正され、県知事が持っている墓地等の経営の許可等の権限が市長へ委譲され、本市固有の事務となるために必要な事項を定めるものでありました。

委員からは現在地元等で管理している墓地に対して改善処置があるのかとの質疑があり、理事者は現在地域できちんと管理されている事も踏まえ、「みなし墓地」として認めなければならないとの認識でした。また地域で管理されている墓地の大規模な修繕の費用負担についての質疑があり、理事者からは管理

組合などとも話をしながら進めることになるとの事でした。
　委員会では採決の結果、賛成多数で原案を了といたしました。

　次に「議案第３５号　鳴門市特別会計設置条例の一部改正について」でありますが、鳴門市文化会館が平成２４年４月１日より指定管理者制度に移行することに伴い、鳴門市文化会館事業特別会計を廃止するために所要の改正を行うものでした。
　委員会では採決の結果、賛成多数で原案を了といたしました。

　次に「議案第３６号　鳴門市営住宅条例の一部改正について」でありますが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる「第１次一括法」により、公営住宅法が改正されるとともに、法改正に伴い公営住宅法施行令も改正され、同法及び同法施行令を引用していた当該入居者資格に関する事項を条例において定める必要が生じたことから所要の改正を行うものでありました。
　委員からは高齢者や単身の方への対応について質疑があり、理事者からは、高齢者の方は優先入居で単身の方は矢倉団地の４棟への入居を認めることで対応しており、その点に関しては今回の改正による変更はないとの事でした。また、使えない住宅については解体してくべきではないかとの意見に対し、理事者からは、用途廃止住宅となったものについては、周辺環境の点からもできるだけ取り壊しをしているとのことでした。またそのことに関連し、取り壊したあとの更地の取扱についての質疑があり、理事者からは公共施設や都市施設の用地への使用を優先的に考えるが、それがなければ個人への分譲も考えられるとの事でした。
　委員会では採決の結果、賛成多数で原案を了といたしました。

次に「議案第３７号　鳴門市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について」でありますが、都市計画法の規定に基づき地区計画等の案の作成手続について条例で定めるものでした。

委員からは現在の人口減少、少子高齢化により地域活力の低下が懸念される中、このような制度を積極的に活用し、政治主導で進めて行くべきではないのかとの意見が出され、理事者からは地元や地権者など利害関係者の意見集約が重要で、それを超え、政治的主導で行うことになれば高度な判断が求められることになる、との認識でした。またいろいろな制約はあるが、可能なエリアについては対応していきたいとの事でした。また委員からは、市は商業地の活性化などに関しても、藍住町などと比べ大きく遅れており、積極的な検討を行ってもらいたいとの意見や市街化区域農地の税を緩和したらどうかなどの意見が出されました。

委員会では採決の結果、賛成多数で原案を了といたしました。

次に「議案第３８号　鳴門市企業立地奨励条例の一部改正について」でありますが、企業の先行取得地への早期操業及び徳島県の企業立地奨励制度との整合性を図るため、奨励指定要件としての操業猶予期間を延長するとともに、字句の整理を行うなど所要の改正を行うものでした。

委員からはまず「頭脳立地施設」からあらためられる「特定事業施設」の違いを確認する質疑があり、理事者からは業種については変わりはないとの事でした。次に指定事業に認定されるための地元雇用者の採用人数について、成長前のベンチャー企業を例に挙げ、指定事業に認定されるための地元雇用者の人数制限を少なくしてはとの意見があり、理事者からは、内部要領だが市で定めている「鳴門市企業立地奨励条例事務要領」の中で、産業団地及びこれに類す

るものとして雇用される人数等については２人以上ということで対応しているとのことでした。また産業団地の残り３区画の今後の企業誘致の見通しについての質疑があり、理事者からは現在は面積等の条件から企業進出にいたってないが、将来的な雇用や税収の確保を考えながら企業と話を行っているとのことでした。

委員会では採決の結果、賛成多数で原案を了といたしました。

次に「議案第３９号　松茂町ほか二町競艇事業組合と鳴門市との間におけるモーターボート競走施行に関する事務の受託に係る協議について」でありますが、松茂町ほか二町競艇事業組合からモーターボート競走の管理及び執行に係る事務の委託を受けるため、地方自治法第２５２条の１４の規定に基づき、議会の議決を求めるものでありました。

委員からは事務組合の経費の負担金額に関連し、こういう小さな部分について協議を行うのではなく、競艇を含めたまちづくりに向け協議を行っていくなど前向きな協議を行うべきではとの意見が出されました。また施設のやり替えに対して、応分の負担をしてもらうなど利益の配分だけでなく、経営のリスクも含め連携をして行かなくてはならないのでは、との意見が出されました。理事者からは今後とも松茂町ほか２町としても競艇事業に関わっていきたいということでありますので、今までと違う面での協力や連携を考えていきたいとのことでした。

委員会では採決の結果、賛成多数で原案を了といたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。